## 菊池市小規模工事等契約希望者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、菊池市競争入札参加資格者名簿に登録されていない事業者を対象に、菊池市の 小規模工事等を発注することにより、事業者の受注機会の拡大と活性化を促すとともに、住民に要望 に対応できる体制を整えることを目的とする。

(登録事業者の呼称)

第2条 この要領に定める菊池市小規模工事等契約希望登録者を「登録者」と称する。

(対象となる工事等)

第3条 この要領の対象となる小規模工事等は、別表1(建設業法に定める建設工事一覧表)に 掲げる28業種のうち、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、 契約金額が50万円未満のものとする。ただし、水道施設工事を除く。

(登録できる者)

- 第4条 登録者として登録することができる者は、菊池市内に本社の法人登記がある法人事業者又は 菊池市内の事業者でその代表者が菊池市内に住民登録がある者とする。ただし、次の各号のい ずれかに該当するものを除く。
  - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
  - (2) 菊池市競争入札契約心得に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者(使用人含む。)
  - (3) 希望する業種を履行するための必要な資格又は免許を有しない者
  - (4) 市税を滞納している者
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する者
  - (6) その他契約の相手方として不適当であると認められる者

(登録できる業種)

- 第5条 登録できる業種は3業種までとする。ただし、登録申請業種毎に必要な資格又は免許 を有することとする。
  - 2 資格、免許に替わる経験年数は、登録申請業種毎に原則10年以上とする。

(登録の有効期間)

- 第6条 登録申請の受付は原則2年に1回行うものとし、その有効期間は次回の登録までとする。
  - 2 登録申請の時期については、あらかじめ広報誌及び菊池市役所ホームページに掲載するものとする。
  - 3 追加登録も必要に応じ行うものとするが、その場合の有効期間は定期の残りの期間とする。

(登録申請の方法)

第7条 登録を希望する者は、次の各号に掲げる書類を、登録申請期日内に提出しなければならない。

- (1) 菊池市小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)
- (2) 別表2(建設工事に係る必要免許・資格一覧表)に順じる資格・免許の写し
- (3) 菊池市小規模工事等契約希望者登録に係る経験年数証明書(様式第2号)
- (4) 誓約書兼役員照会同意書(様式第3号)
- (5) 住民票(法人の場合は登記事項証明書又は登記簿謄本)の写し
- (6) 菊池市会計規則(平成17年規則第50号)第31条に規定する債権者登録票(様式第4号)
- (7) 80円切手(登録申請審査結果通知書返信用)
- (8) 市税の未納がない証明書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(審査及び涌知)

第8条 市長は、申請のあった者について、前条に規定する各項目に基づき提出された書類の審査を行い、審査結果を菊池市小規模工事等契約希望者登録申請審査結果通知書(様式第5号)にて、申請者あて通知するものとする。

(登録者の公表)

第9条 市長は、登録決定者を菊池市小規模工事等契約希望者登録名簿(様式第6号)に登載し、 総務部総務課にて閲覧に供するものとする。

(登録の変更等)

- 第 10 条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更・廃止があった場合は、小規模工事等契約 希望者登録事項(変更・廃止)届(様式第7号)にて、速やかに市長に届け出なければならない。
  - 2 市長は、前項の届け出があった場合は、速やかに登録名簿の変更・廃止を行うものとする。 (登録の取消し)
- 第 11 条 市長は、登録名簿に登載された者が、次の各号のいずれかに該当した場合は登録を取り消すことができるものとする。
  - (1) 第4条各号のいずれかに該当した場合
  - (2) 倒産及び倒産と同様の経営状態にあると判断されるとき。
  - (3) 契約の履行に関し違法、不正又は著しく不誠実な行為があったとき。
  - (4) その他契約の継続が不可能だと市長が認めたとき。

(登録者の選定)

第 12 条 市長は、小規模工事等の実施に当たっては、優先して登録者の選定に努めなければならないものとする。

(予定価格)

第13条 市長は、小規模工事等を実施しようとする時は、菊池市会計規則第73条の規定により予定 価格を定めないことができるものとする。

(契約書)

第 14 条 登録者との契約締結に際しては、菊池市会計規則54条の規定により、工事請負契約以外の30万円未満の修繕等については、契約書を省略できるものとする。

(契約保証金)

第15条 登録者との契約締結に際しては、菊池市会計規則第57条第6項の規定により、契約保証金を免除することができる。

(前払金等)

第16条 小規模工事等については、前払金、部分払の対象外とする。

(契約者の決定方法)

第17条 市長は小規模工事等に係る契約者を決定しようとするときは、菊池市会計規則第74条の規定により、2者以上から見積書(様式第8条)を徴し、最低価格見積書提出業者を契約者としなければならない。

なお、最低見積り金額が同額の場合は、くじ引きにより契約者を決定するものとする。 (決定通知)

第 18 条 市長は、業者の決定をした場合は、菊池市小規模工事等落札者決定通知書(様式第9号) を見積り徴収業者全員に交付しなければならない。

(報告)

第 19 条 小規模工事等の施行課は、毎年5月末までに菊池市小規模工事等実績報告書(様式第10号)を総務部総務課まで提出しなければならないものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年2月13日から施行する。

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日の前に行われる契約については、なお従前の例による。

附 則(平成24年告示第3号)

この要領は、平成24年2月1日から施行する。